

令和5年第5回農業委員会総会議事録

令和5年5月19日（金）第5回総会を市役所南庁舎1階会議室1Cに招集した。

農業委員 15人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	仲田 清志
2番	小田 正廣	3番	宮本 武博		
5番	小川 広文	6番	三上 雄二	7番	倉脇 敏弥
8番	井藤 孝久			10番	神山 順一
11番	宮脇 繁			13番	伊達 修史
14番	藤川 雅	15番	山田 條一	16番	大原 砂利
17番	奥津 忠和				

推進委員 6人

	2番	眞壁 正司	3番	泉 登	
	5番	三輪 金樹			
7番	後藤 保夫	8番	信谷 昌吾	9番	逸見 則夫

欠席委員 7人

4番	赤井 勝利	9番	藤本 彰	12番	眞壁 勲二
1番	谷岡 收藏	4番	溝尾 美恵子	6番	妹尾 良和
10番	奥津 賢司				

議事

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
議案第22号 現況証明にかかる現況認定について

報告事項

法務局照会について
完了届について
転用工事進捗状況報告について
農地法第18条第6項の規定による通知について
利用権設定中途解約について

協議事項

その他

事務局職員（書記）	事務局長	森本 裕子
	参事	谷岡 利典
	主査	赤迫 隆
	主任	真治 将史

(開会時刻 午前9時30分)

谷岡参事	ただいまから新見市農業委員会第5回総会を開催いたします。本日の出席は21名、欠席は4番赤井委員、9番藤本委員、12番眞壁委員、推進1番谷岡委員、推進4番溝尾委員、推進6番妹尾委員、推進10番奥津委員です。では、最初に逸見会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	皆さん、改めましておはようございます。最近でておりませんが、営農型発電設備は今度認められなくなるようです。あまり効果が無いということで営農型発電設備の転用は認めなくなるようです。決まりましたらまた報告します。本日も、よろしく願いいたします。
谷岡参事	続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は、17番奥津委員に先導をお願いいたします。
奥津(忠)委員	「農業委員会憲章」の先導
谷岡参事	ありがとうございました。それではこれからの進行は、会長よろしく願いいたします。
会 長	それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をお願いいたします。 それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、1番仲田委員、2番小田委員をお願いいたします。続きまして日程2「議事」に入ります。議案第18号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	議案第18号農地法第3条について、3条の申請が7件ございました。1番でございますが、現地確認を5月12日に行っております。場所は神郷高瀬、現況地目は田2筆・畑3筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻・野菜、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を導入する予定です。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号

につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、貸借ではありませんので該当はございません。第6号ですが、申請地近くに居住する譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。16番

大原委員

16番大原です。現地を5月13日に仲田委員、信谷推進委員と確認しました。場所は、旧高瀬小学校から南へ300m先です。この譲受人の方は移住者で、まだ現地には来られておりませんが譲渡人の方から連絡をいただきました。家に付随した土地が周辺にありそれを購入し耕作すると確認しております。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第18号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第18号2番の議案について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、2番でございますが、現地確認を5月12日に行っております。場所は、豊永佐伏、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は市外に居住しており耕作ができないため、以前から申請

地を耕作している譲受人に売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。14番

藤川委員

14番藤川です。5月14日に藤本委員、神山委員、妹尾推進委員、私の4名で現地確認しました。場所は、県道北房井倉哲西線豊永地内、JA選果場から北房寄りへ50m道沿いにありました。現状畑であり譲受人も問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第18号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第18号3番の議案について、事務局の説明をお願いする前に当事者小川委員が居られますので、退室をお願いします。

(小川委員退室)

3番の議案について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、3番でございますが、現地確認を5月11日に行っております。場所は、哲多町花木、現況地目は田1筆・畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜・果樹、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありま

せん。第6号ですが、申請地の所有を希望する近隣の譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。11番

宮脇委員

11番宮脇です。現地確認を5月14日に井藤委員、逸見推進委員、私とで行いました。場所は、本郷地内の新見川上線●●●バス停から県道本郷花木線を石蟹方面に1.3キロ上ったところの譲受人宅の周りがありました。譲受人は譲渡人の隣でもあり話げできたようです。以上です。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第18号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第18号4番の議案について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、4番でございますが、現地確認を5月11日に行っております。場所は、正田、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、申請地の所有を希望する近隣の譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。13番。
伊達委員	13番伊達です。確認を5月13日、逸見会長、三輪推進委員と私の3名で行いました。場所は、●●橋北へ200m高粱川沿いの近い所がありました。以上です。
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第18号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第18号5番の議案について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>次に、5番でございますが、現地確認を5月12日に行っております。場所は、大佐小阪部、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は果樹、作業従事者は3人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は申請地を継続して耕作することが難しくなったため、申請地の所有を希望する譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。3番。
宮本委員	3番宮本です。5月16日に山田委員、後藤推進委員と私の3名で現地確認しました。場所は、大佐千屋線山田方谷記念館から1キロ先のと

	<p>ころです。ピオーネを植えてある畑で今も栽培しているものを売買するものです。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。1番。</p>
仲田委員	<p>1番仲田です。譲受人住所は奈良県となっておりますが、説明をお願いします。</p>
宮本委員	<p>以前から大佐に来て家を購入し和牛を飼育したりしておりました。奈良県で葬儀屋をしており現在は、三男さんが来て作業しております。</p>
仲田委員	<p>もう少し詳しくお願いします。</p>
山田委員	<p>譲受人は5、6年前に譲渡人の近くの家を購入し、この間から次々に譲渡人の土地を買取し果樹ピオーネを経営している状態です。譲受人は母親ですが、息子さんが時々来て経営をしております。以上です。</p>
会 長	<p>他に、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第18号5番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第18号6番の議案について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>次に、6番でございますが、現地確認を5月11日に行っております。場所は、高尾、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定です。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、申請地近隣に居住している譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の</p>

農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。7番。

倉脇委員

7番倉脇です。5月16日に溝尾推進委員と現地を確認しております。場所は、●●の●●機械駐車所の奥側にあります。譲受人自宅に隣接した畑になります。よろしくお願ひします。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第18号6番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第18号7番の議案について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、7番でございますが、現地確認を5月11日に行っております。場所は、石蟹、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は市外に居住しており耕作ができないため、申請地の所有を希望する譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。13番。

伊達委員	<p>13番伊達です。確認を5月13日に逸見会長、三輪推進委員、私の3名で行いました。場所は、南小学校から南へ100m先にありました。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第18号6番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第19号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>次に第4条の申請につきまして、1件申請がございました。それでは、議案第19号第1番でございます。現地確認を5月11日に行っております。場所は、哲西町矢田、現況地目は田3筆でございます。転用目的は農地改良くぼだおしで、農地改良をすることにより、労力の省力化・作業効率の向上を図り、農業経営の安定化を図るために行うものです。期間は許可日から2年間です。この申請地のうち、●●●●番●と●●●●●番●は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。また、●●●●番は農振農用地ですが、農地改良後農地として使用するため、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。6番。</p>
三上委員	<p>6番三上です。現地確認を5月16日に奥津委員、奥津推進委員と3名で行いました。また、5月16日の前日に申請人の方と面談しその時にも現地確認しております。場所は、国道182号線JA旧矢神支所から300m先の旧道へ入り1.5キロ先の交差点を左に入り一番奥の家の</p>

	<p>手前に申請地があります。非常に農業に意欲的で、私用重機を使用して段差をなくすためです。隣接宅地がありますがそこも話をして測量もしているようです。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第19号の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第20号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>真治主任</p>	<p>次に第5条の申請につきまして、5件申請がございました。第1番、第2番は同様の申請となっておりますので、合わせて説明させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
<p>全 員</p>	<p>「よろしい」</p>
<p>真治主任</p>	<p>では第1番、第2番でございますが、現地確認を5月11日に行っております。場所は正田、現況地目は1番が田1筆、2番が田1筆でございます。転用目的は太陽光発電設備です。転用理由ですが、日照条件等を満たす申請地に太陽光発電設備を設置するものです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は令和5年5月20日から令和5年7月30日までです。価格は記載のとおりです。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地準工業地域と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地取得費・建設費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。13番。</p>

伊達委員	<p>13番伊達です。確認を5月13日、逸見会長、三輪推進委員と私の3名で行いました。場所は、3条で説明させていただきました●●橋から200m先の土地に隣接してありました。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第20号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、1番2番についての本案件は許可妥当といたします。続きまして、議案第20号3番の議案について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>続きまして、第3番でございますが、現地確認を5月11日に行っております。場所は哲西町大野部、現況地目は田1筆でございます。転用目的は露天資材置場です。転用理由ですが、災害復旧工事等の大野部近辺での仕事の際に、露天資材置場として使用したいため、申請地に設置するものです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は許可日から1か月間です。価格は記載のとおりです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地取得・造成費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。17番。</p>
奥津(忠)委員	<p>17番奥津です。確認を5月18日、三上委員、奥津推進委員と私で行いました。場所は、JA野馳出張所から備中町方面へ1キロ先の左側</p>

<p>会 長</p>	<p>川沿いにありました。以上です。</p> <p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第20号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当といたします。続きまして、議案第20号4番の議案について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>真治主任</p>	<p>続きまして、第4番でございますが、現地確認を5月11日に行っております。場所は哲多町宮河内、現況地目は田1筆でございます。転用目的は住宅用地です。転用理由ですが、他に適地がないことから実家正面の申請地に住宅木造2階建てを新築するものです。契約の種類は贈与による所有権移転です。工事期間は許可日から令和5年12月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費・建築費は記載のとおりで、自己資金と融資によるものです。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。11番。</p>
<p>宮脇委員</p>	<p>11番宮脇です。確認を5月14日、井藤委員、小川委員、逸見推進委員と私で行いました。場所は、県道新見川上線宮河内地内●●停留所から上神代哲多線を1キロ上がったところ。申請人の自宅があります。息子さん世帯が実家に帰り住宅を建てるということです。実家の横に長屋がありそこを壊し建てる話もありましたが、この地区は土石流特別警戒区域に入っており新たに家を建てられないので自宅前、道を挟んで向いの土地に建てるものです。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第20号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は許可妥当といたします。続きまして、議案第20号5番の議案について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

続きまして、第5番でございますが、現地確認を5月11日に行っております。場所は正田、現況地目は田1筆、畑1筆でございます。転用目的は分譲用宅地です。転用理由ですが、申請地を購入して、分譲用宅地として分譲販売するものです。契約の種類は売買による所有権移転で、価格は記載のとおりです。工事期間は令和5年6月末から令和5年8月末までです。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地（第一種住居地域）と考えられ、造成のみを目的とした転用が認められる区域です。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地代・工事費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。13番。

伊達委員

13番伊達です。確認を5月13日に、逸見会長、三輪推進委員と私で行いました。場所は、南小学校西へ200mのところがありました。以上です。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第20号5番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

	<p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当といたします。なお、今回の案件全てについては面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。</p>
全 員	<p>「よろしい。」</p>
会 長	<p>諮問不要として、許可を決定いたします。続きまして、議案第21号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について、事務局の説明をお願いします。</p>
森本局長	<p>今回、新規の貸し付けが13件出ております。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たすと考えます。1番菅生、田4筆、3年使用貸借、2番馬塚、田3筆、2年10ヶ月使用貸借、3番坂本、田1筆、8年4ヶ月使用貸借、4番大佐小阪部、田1筆、4年11ヶ月使用貸借、5番神郷釜村、田5筆畑2筆、10年使用貸借、6番哲多町宮河内、田1筆 4年10ヶ月使用貸借、7番哲多町大野、田2筆、8年貸貸借、8番哲西町矢田、田1筆、5年使用貸借、9番哲西町矢田、田2筆、5年使用貸借、10番哲西町矢田、田2筆、5年使用貸借、11番哲西町矢田、田3筆、5年使用貸借、12番哲西町矢田、田5筆、5年使用貸借、13番哲西町大竹、田1筆、9年10ヶ月貸貸借となっております。尚、1番、5番、7番から12番は農地中間管理事業によるものです。また、3番と13番については後ほど説明いたします利用権設定中途解約合意書が出ているものに対して新たに貸付となっております。また、10番につきましては農地法第18条第6項の規定による通知によって解除申請が出ておりその土地が含まれております。新規については以上です。</p>
会 長	<p>新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を順次求めます。1番。</p>
森本局長	<p>谷岡推進委員より、問題がないと連絡を受けております。</p>
会 長	<p>続いて、2番。</p>
泉 委員	<p>推進委員3番泉です。2番3番、現地確認を5月16日に行いました。2番の場所は、180号線を上市から千屋方面に進むと●●商店があります。そこから高梁川を隔てて反対側の圃場になります。借受人の方は、地主の方の住所が出所でございまして弟さんが5年ぐらい前に亡くなり貸付人の方が変わり、既に5年ぐらい耕作している経過がございます。</p>

	この度、新規契約の申請ができました。3番は、●●商店から200m千屋方面に進み国道の右側になります。高梁川と国道の間にあります。借受人の叔父が以前利用権設定されており高齢のため甥にあたる借受人が引継ぎ新規に設定しました。問題ないと思います。
会 長	続いて、4番を推進委員7番。
後藤委員	推進委員7番後藤です。5月16日に現地確認しました。場所は、新見県道勝山線の●●●●を大佐山へあがり勝山方面へ●●●●があります、その間の大佐山よりにあります。以上です。
会 長	続いて、推進委員8番。
信谷委員	推進委員8番信谷です。確認を5月13日に仲田委員、大原委員と行いました。場所は、●●●●番●、●●●●番●は神郷北小学校の体育館裏にあります。●●●●番、●●●●番●は神郷北小学校前の県道を100m進むと貸付人の本宅がありその上下にありました。●●●●番●、●●●●番は貸付人の本宅から50m千屋寄りに行ったところに左側に入る谷があります。それを300m進むと●●地区がありその近くにありました。●●●●番●は県道に戻り千屋方面1.5キロ行ったところ●●地区があります。その地区の入口にありました。以上です。
会 長	続いて、推進委員9番
逸見委員	推進委員9番逸見です。6番の現地確認を5月14日、井藤委員、宮脇委員、小川委員、私と行いました。場所は、先程、宮脇委員が説明された、田を住宅用地への転用許可された場所から500m先右側に●●公会堂があります。そこの道より反対側にあります。ここは、先月の総会で中途解約ができたものです。既に田植えも済んでおり問題ないと思います。続いて7番の現地確認は、6番と同日同じ方々で行いました。場所は、県道北房井倉哲西線の国際貢献大学の近くに●●●●があります。そこから哲多哲西線を本郷方面に300m先の道左右にありました。リンドウを作る準備ができておりました。問題ないと思います。
会 長	続いて、17番。
奥津(忠)委員	17番奥津です。現地確認を5月16日に、三上委員、奥津推進委員、私とで行いました。8番から13番まで同日に確認しました。8番から12番までの場所は、矢神駅裏から国道までの間一帯にありました。1

	<p>3番は、182号の広島県境から手前300mを左に入り1キロ先の左側にあります。以上です。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。1番。</p>
仲田委員	<p>6番の●●●●は農業法人ですか。</p>
森本局長	<p>●●●●は、農作業の代行請負委託を事業の目的の一部としている会社となります。主は林業に関するもので農業の作業委託や水稻の生産も事業目的の中に入れていた会社となります。適格法人は農地取得が可能な法人となります。こちらの場合、利用権設定になるので取得ではなく解除条件付き法人となります。</p>
会 長	<p>他に、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第21号新規の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、新規は決定いたします。続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。</p>
森本局長	<p>再設定が11件出ております。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。</p>
会 長	<p>再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。</p> <p>(ありません。)</p> <p>再設定について、ご意見ご質問はございませんか。</p>
後藤委員	<p>県外、市外の方の年齢記載がありませんが申請書に書いてないのですか。</p>

森本局長	申請書には貸手の年齢を書く欄がありません。市外の方は年齢確認ができません。市内の方は、事務局で調べて記載しております。
後藤委員	書いて無い個人情報を調べるのは、おかしいのでは。
森本局長	受け手の方は書く欄がありますので残させていただきますが、先程ご意見をいただきましたので貸手の方の年齢を省いて良いようでしたら省かせていただきます。
会 長	<p>貸手との関係がよくわかるので、市外については今までの通りにいたしましょう。</p> <p>他に、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第21号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、再設定は決定いたします。続きまして、議案第22号現況証明にかかる現況認定について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	次に現況証明の申請につきまして、3件申請がございました。第1番でございます。現地確認を5月12日に行っております。場所は土橋、台帳地目は畑1筆です。現況地目は山林でございます。理由は、申請地は、20年以上前に植林したものと思われ、現況のとおりとなっている。というものでございます。第2番でございます。確認を5月12日に行っております。場所は菅生、台帳地目は田1筆です。現況地目は雑種地でございます。理由は、申請地は、昭和50年頃に車庫を建設。数年後パイプ車庫を建設しており、現況のとおりとなっている。というものでございます。第3番でございます。確認を5月11日に行っております。場所は石蟹、台帳地目は畑3筆です。現況地目は原野でございます。理由は、申請地は、25年以上前から耕作放棄により、原野となっている。というものでございます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。14番。

藤川委員	14番藤川です。5月13日に藤本委員、神山委員、妹尾推進委員と私の4名で確認しました。場所は、土橋駐在所から井倉方面へ200m、更に市道を300m行った道沿い右手にヒノキが大きくなっておりました。以上です。
会 長	2番。
小田委員	2番小田です。先日、赤井委員さんから連絡があり5月13日、眞壁委員と現地確認をしました。記載の通り50年前から車庫にして使用されています。場所は、旧菅生小学校の右手川向うの山中に家が3軒ありその真ん中の家です。
会 長	3番を13番。
伊達委員	13番伊達です。5月13日に確認しました。場所は、南小学校を西へ500mのところ●●●寄りの山にありました。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。1番。
仲田委員	2番ですが、車庫の建設で数年後にまた車庫を建設しており、現況とおりになっているのですが、車庫を基礎したら宅地ではないですか。
小田委員	基礎はありません。
仲田委員	車庫をし、その隣に車庫を建設しているのですか。
小田委員	そうです。
会 長	他に、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第22号について認定に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、認定といたします。10時45分まで休憩といたし

ます。

～ 休憩 ～

会 長

再開いたします。報告事項に入ります。法務局照会について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

法務局照会について今回4件ございました。1番の場所は神郷下神代、確認を3月31日に行いました。登記地目は田1筆、現況地目は宅地という申請で、該当地は時期不詳で宅地となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地で回答しています。2番の場所は哲多町花木、確認を4月11日に行いました。登記地目は畑1筆、現況地目は宅地という申請で、該当地は平成8年9月から宅地となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地で回答しています。3番の場所は哲多町花木、確認を4月11日に行いました。登記地目は田2筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地で回答しています。4番の場所は哲西町上神代、確認を4月11日に行いました。登記地目は田2筆、現況地目は雑種地という申請で、該当地は時期不詳で雑種地となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地で回答しています。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員より報告をお願いします。1番。

仲田委員

1番仲田です。確認日は4月9日、大原委員、信谷推進委員と3名で行いました。宅地になっておりました。以上です。

会 長

2番3番をお願いします。11番。

宮脇委員

11番宮脇です。どちらも確認を4月9日に行いました。2番の場所は、先程3条で説明しました新見川上線から石蟹へ抜ける途中、旧花木小学校跡地の隣です。宅地になっておりました。3番はそこから1キロ戻ったところの県道から100m入った谷沿いがありました。原野でした。以上です。

会 長

続いて4番をお願いします。

三上委員

6番三上です。確認を4月12日にしました。場所は、182号線J

	R市岡駅から1キロ東城方面に行ったところを右折し、中国道の下を抜けて左前方山寄に300m行ったところがありました。広い場所でしたが田には使用できない土地になっておりました。
会 長	続いて、完了届について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	完了届が1件出ています。高尾地内農地法第4条賃貸アパートです。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。7番。
倉脇委員	7番倉脇です。5月16日に確認しました。完了しており全戸入居済となっております。
会 長	ありがとうございました。次に、転用工事進捗状況報告について事務局の説明をお願いします。
森本局長	転用工事進捗状況報告が2件でております。神郷油野地内、農地法第4条の農地改良嵩上げ、哲多町本郷内、農地法第5条の露天駐車場となっております。
会 長	この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。16番。
大原委員	6番大原です。5月13日に仲田委員、信谷推進委員と確認しました。2月にも確認しましたがそれより30パーセント完了に近くなったかと思えます。以上です。
会 長	11番お願いします。
宮脇委員	11番宮脇です。確認を5月14日にしました。露天駐車場としての一時転用です。事業用として利用されております。駐車場はできており使用中です。
会 長	続いて農地法第18条第6項の規定について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	農地法第18条第6項の規定による通知が1件でております。哲西町

	矢田地内、耕作者を変更するためとなっております。
会 長	この件について、関係地区委員より報告願います。17番。
奥津(忠)委員	17番奥津です。先程出た件ですが、解約理由は借受人から体調が優れないからと聞いております。
会 長	続いて、利用権設定中途解約について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	利用権設定中途解約合意書が3件出ております。1番菅生地内、借受人が管理できないため、2番坂本地内、借受人の変更のため、3番哲西町大竹地内、借受人が死亡のため。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より、確認日と補足説明があれば願います。事務局。
森本局長	谷岡推進委員より問題ないと回答をいただいております。次回、利用権設定が1件出る予定です。
会 長	続いて推進委員3番、お願いします。
泉 委員	推進委員3番泉です。先程説明しました、利用権設定の解約の借受人の方の甥が貸付人の田を継続してするという事になっておりますので問題ないと思います。
会 長	続いて17番。
奥津(忠)委員	17番奥津です。先程出た利用権設定で、お兄様が亡くなられて弟さんが引続きされるということです。
会 長	続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局からなにかありましたらお願いします。
森本局長	新見市農地利用状況調査員設置要綱について（資料説明）
会 長	続きまして、その他について事務局から何かありますか。
森本局長	令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について（資料説明）

谷岡参事	<p>次回の総会ですが、6月16日金曜日、午前9時30分から場所は南庁舎1階会議室Cで開催します。また、7月の総会予定は14日金曜日午前9時30分からとなります。よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>他に、皆さんからのご意見ご質問はございませんか。では、閉会を仲田代理にお願いひします。</p>
仲田代理	<p>以上で総会を閉会ひします。本日は、お疲れ様でした。 (閉会挨拶)</p>
<p>(閉会時刻 午前 11 時 20 分)</p>	

令和5年5月22日作成

署名委員

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____